公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

広島県東広島庁舎において、食堂を運営する。

(2) 業務内容

別紙「広島県東広島庁舎食堂運営業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。

(3) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。ただし、年度毎の更新により終期を 令和12年3月31日まですることができる。

(4) 委託料等

広島県は、この業務に委託料を支払わない。また、この業務により赤字が生じても 補てんはしない。

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限 令和7年1月10日(金) 午後5時00分

(2) 公募型プロポーザルの説明会の実施

当該公募型プロポーザルに係る現地説明会を次のとおり実施する。

また説明会への参加を希望する者はその旨を申し出ること。

ア 参加申出場所

広島県西部総務事務所東広島支所総務課 〒739-0014 東広島市西条昭和町13番10号 広島県西部総務事務所総務課

イ 参加申出期限

令和7年1月7日(火) 午後5時00分

ウ 説明会開催日

令和7年1月8日(水) 午後2時30分

工 説明会開催場所

〒739-0014 東広島市西条昭和町 13 番 10 号 広島県東広島庁舎食堂

(3) 仕様書等に対する質問書提出期限

令和7年1月21日(火) 午後5時00分

(4) 上記(3)に対する回答日等

令和7年1月22日(水)までに、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。

- (5) 提案書提出場所及び期限
 - ① 提案書提出場所

広島県西部総務事務所東広島支所総務課

- ② 提案書提出期限
 - 令和7年1月24日(金) 午後5時00分
- ③ 提出部数
 - 7部提出すること。(添付資料、パンフレット等を含む)
- (6) 提案書に関するヒアリング実施場所等
 - ① 実施場所 広島県東広島庁舎501会議室
 - ② 実施日時 令和7年1月28日(火)午前10時00分~12時00分の間
 - ③ 出席者 公募型プロポーザル参加資格を有している事業者
- (7) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)について
 - ① 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、必要な書類を申請書に添付すること。
 - ② 申請書及び前号に定める必要な書類(以下「申請書等」という。)の作成に要する 費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
 - ③ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
 - ④ 申請書等の提出は、持参又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、 簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。(民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。)
- (8) 仕様書及び図面(以下「仕様書等」という。) について
 - ① 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2(3)仕様書等に対する質問書提出期限」までに、書面により提出すること。
 - ② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。
- (9) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について
 - ① 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
 - ② 上記の通知を受けた者は、広島県西部総務事務所東広島支所総務課に対してその 理由説明を求めることができる。
 - ③ この説明を求める場合は、令和7年2月4日(火)17時までに、その旨を記載した書類を提出すること。
 - ④ 上記に対する回答は、令和7年2月6日(木)までに、書面により行う。
 - (10) 支払

広島県は、この業務に委託料を支払わない。また、この業務により赤字が生じても、 補てんはしない。

- (11) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (12) 参加者の負担について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

- (13) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、 提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするととも に、指名除外の措置を行うことがある。
- (14) 提出された提案書について
 - ① 提出された提案書は、返却しない。
 - ② 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。

3 契約事項

- (1) 公募型プロポーザルに関する要領 公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。
- (2) 契約事項に関する規則 広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。
- (3) 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約 適用なし

4 添付書類

- (1) 公告の写し
- (2) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書(様式第1号)
- (3) 契約書(案)
- (4) 広島県東広島庁舎食堂運営業務仕様書
- (5) 提案書(様式第2号)
- (6) 経営状況調書(様式第3号)
- (7) 仕様書等に対する質問書(様式第4号)
- (8) 審查評価基準

5 参考資料

- (1) 現行のメニュー
- (2) 令和6年度メニュー売上実績

【問い合わせ先】

広島県西部総務事務所東広島支所総務課

担当 猪 野

電話 082-422-6911 (内線 2114)